

計画作成年度	令和5年度
計画主体	朝日町

朝日町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 朝日町農林水産課
所在地 富山県下新川郡朝日町道下1133
電話番号 0765-83-1100
FAX番号 0765-83-1109

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・クマ・スズメ・カラス・ハクビシン・タヌキ・アナグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	富山県朝日町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の状況 (令和5年度)

鳥獣の種類	被害の現状 (令和6年1月末時点)			
	品目	被害数値		
		被害面積	被害金額	備考
イノシシ	水稻	0.71ha	83.7万円	食害、踏み倒し、ぬたうち、掘り起し
ニホンジカ	-	-	-	集落近隣での目撃、剥皮被害が増加傾向
ニホンザル	水稻 いも類 豆類 果樹 野菜 等	0.02ha	2.4万円	水稻の食害、家庭菜園等の食害、家屋侵入
クマ	果樹 山菜	-ha	-万円	人身被害、柿等母木折損
スズメ	水稻	-ha	-万円	食害
カラス	水稻	-ha	-万円	食害、苗の踏み倒し被害有り
ハクビシン タヌキ アナグマ	果樹 野菜	-ha	-万円	家屋侵入、フンによる生活環境被害

※被害状況は、年次により変動があるため、近年被害のあった農作物や被害状況が目視されるものなどについては「-」として記載。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

平成16年から発生が増加し、水稻の踏み荒らし等を中心に平成19年度の420万円をピークに減少していたが、平成26年度より出没の増加とともに被害が増加した。令和元年に富山県内で発生した豚熱の感染拡大により一時的に出没数や捕獲数が減少したが、近年は増加傾向にある。

○ニホンジカ

集落近隣において20頭位の群れの目撃や痕跡（剥皮被害など）が増えており、生息域の拡大が認められる。現在の被害規模は、比較的軽度だが、近い将来、農作物被害や林業被害の増加が予想される。

○ニホンザル

水稻の食害だけでなく、民家周辺においても頻繁に出没するため、家庭菜園や果樹の被害だけにとどまらず、民家への侵入や家屋被害、人を威嚇する個体が増えてきている。

○ツキノワグマ

令和3年から令和5年のツキノワグマ目撃・痕跡数は年平均5件と目撃・痕跡数の多かった令和元年度の43件と比べると少なかったが、人里周辺での目撃・痕跡があったため、人身被害発生への恐れがあった。

○スズメ

水稻の早生品種で出稲後の被害が見られる。

○カラス

近年、5月、6月を中心に、田植後の苗の踏み荒らしと秋期（9月、10月）の野菜収穫前の食害が確認されている。

○ハクビシン、タヌキ、アナグマ

農作物の収穫時期である秋期（9月、10月）に集中し、範囲は朝日町全体に広がりつつある。

朝日町のハクビシンの生息域は中山間地だけではなく、平野部の空き家等にも生息している。夜行性であるハクビシンは、日中は屋根裏に潜み、夜になると屋根裏を飛び回ることから、安眠阻害やフンの被害も発生している。

(3) 被害の軽減目標

①被害金額

指標（被害金額）	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ 水稲	83.7万円	58.5万円
ニホンザル 水稲	2.4万円	1.6万円
カラス 水稲	0万円	0万円
ツキノワグマ 果樹	0万円	0万円

②被害面積

指標（被害面積）	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ 水稲	0.71ha	0.49ha
ニホンザル 水稲	0.02ha	0.01ha
カラス 水稲	0.00ha	0.00ha
ツキノワグマ 果樹	0.00ha	0.00ha

③家屋等被害

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
ツキノワグマ	人身被害無し	人身被害無し
ニホンザル	家屋侵入被害5件	家屋侵入被害3件
ハクビシン	家屋侵入被害6件	家屋侵入被害4件
アナグマ	家屋侵入被害0件	家屋侵入被害0件

(4) 従来講じてきた被害防止対策 No.1

捕獲等に関する取り組み	従来講じてきた被害防止対策	課題
	<p>◎捕獲による対策全般</p> <p>朝日町と朝日町有害鳥獣対策協議会及び朝日町鳥獣被害対策実施隊が連携し、侵入防止と捕獲業務を行っており、簡易電気柵や侵入防止柵で侵入を防ぎつつわなや銃器によって効率的に捕獲を行っている。</p>	<p>近年、第1種狩猟免許取得者の高齢化等により実施隊員の担い手がないことから、捕獲業務そのものの実施が困難となってきた。</p> <p>捕獲の重要性（鳥獣法等）について地域住民に啓発していく必要がある。</p>
	<p>○イノシシについて</p> <p>鳥獣被害対策実施隊がわな及び銃器による捕獲活動を実施。</p> <p>町内の山際に一体的な侵入防止柵（簡易電気柵や耐雪型侵入防止柵）を整備している事により、侵入防止を行い、わなで捕獲を効率的に行っている</p> <p>市町村の境界を越えて広範囲に生息する個体の捕獲を行うため、隣接する市町と連携し、広域的な捕獲活動を行っている。</p> <p>令和3年度 116頭捕獲 令和4年度 162頭捕獲 令和5年度 102頭捕獲</p>	<p>電気柵や耐雪型侵入防止柵で侵入防止を行い、わなで捕獲を効率的に行っているが、侵入防止柵の整備上残された河川や道路など開口部となっているところからイノシシの侵入を許している。</p> <p>河川や道路などの侵入防止対策が課題となっている。</p> <p>市町村の境界を越えて広範囲に生息する個体の捕獲を行うため、隣接する市町と連携し、広域的な捕獲活動を継続する必要がある。</p>
	<p>○ニホンジカ</p> <p>朝日町鳥獣被害対策実施隊がわなと銃器による捕獲を行っている。</p> <p>市町村の境界を越えて広範囲に生息する個体の捕獲を行うため、隣接する市町と連携し、広域的な捕獲活動を行っている。</p> <p>令和3年度 6頭捕獲 令和4年度 5頭捕獲 令和5年度 4頭捕獲</p>	<p>これまで生息が確認されていなかった山際の集落付近において、目撃や痕跡が確認されており、生息域の拡大がみられる。</p> <p>シカ捕獲の技能向上の取組みを行う必要がある。</p> <p>市町村の境界を越えて広範囲に生息する個体の捕獲を行うため、隣接する市町と連携し、広域的な捕獲活動を継続する必要がある。</p>

(4) 従来講じてきた被害防止対策 No.2

捕獲等に関する取り組み	従来講じてきた被害防止対策	課題
	<p>○ニホンザルについて</p> <p>ニホンザルの捕獲檻を導入し、捕獲したサルにテレメトリー用の発信器を取り付け、富山県ニホンザル管理計画に基づき、富山県でモニタリング調査を実施している。</p> <p>捕獲業務については、朝日町鳥獣被害対策実施隊が捕獲檻による捕獲と銃器による捕獲を行っている。</p> <p>令和3年度 32頭捕獲 令和4年度 25頭捕獲 令和5年度 10頭捕獲</p>	<p>近年、檻による成獣の捕獲が困難となり、テレメトリー用の発信器の取り付けが困難となっている。</p> <p>サル捕獲の技能向上の取組みや新たな捕獲方法を取り入れる必要がある。</p> <p>ロケット花火やエアガンなどを活用し、各地域で行う追い払い活動の取組みを普及する必要がある。</p>
	<p>○ツキノワグマについて</p> <p>有事の際はその出没状況等を考慮し、その都度判断し、檻捕獲と銃器捕獲かを適正に判断し、町の指導の下、朝日町鳥獣被害対策実施隊による対策を実施している。</p> <p>また、捕獲業務の際は、富山県ツキノワグマ管理計画に基づき実施している。</p> <p>令和3年度 0頭捕獲 令和4年度 0頭捕獲 令和5年度 0頭捕獲</p>	<p>捕獲業務の際は、危険を伴う作業なので作業従事者の安全確保が必要である。</p>
	<p>○カラスについて</p> <p>平成28年1月よりカラス捕獲檻を導入し、朝日町鳥獣被害対策実施隊が捕獲檻による捕獲を行っている。</p>	<p>捕獲檻の増設、カラス捕獲の技術向上の取組みを行う必要がある。</p>
	<p>○ハクビシン・タヌキ・アナグマについて</p> <p>現在、朝日町において、ハクビシン・タヌキ・アナグマ兼用の捕獲檻を用意し、地域住民からの通報により、必要性に応じ、実施隊等で捕獲等の対策を行っている。</p>	<p>捕獲檻での捕獲の際は、地域住民に檻の近くに行かないよう指導しているが、獣見たさに足を運ぶ為、危険であることから、今後より一層の注意喚起の必要がある。</p>

(4) 従来講じてきた被害防止対策 No.3

防護柵の設置等に関する取り組み	従来講じてきた被害防止対策	課題
	<p>○侵入防止柵の設置等に関する取組全般</p> <p>地域が自発的に侵入防止柵整備を実施するよう、地区対策協議会を通じ、啓蒙普及している。</p> <p>また、地域が侵入防止柵整備の際に技術支援を行っている。</p>	<p>高齢化社会や過疎化、農業所得の減少等により、侵入防止柵を整備したくとも、できない箇所が多数あることから、地区全体で取り組む対策が必要である。</p> <p>侵入防止柵整備後において、管理が不十分で効果を発揮していない箇所が見られる。また、侵入防止柵の設置後は、管理道路を設けるなど管理の徹底を図る必要がある。</p>
	<p>「水と緑の森づくり税」を活用した「水と緑の森づくり事業」(里山再生整備事業)を地域住民との協働で実施している。</p>	<p>地域住民の世代交代、林業の衰退化に伴い、不在地主や、山林境界が不明確で、事業実施が困難な場合がある。</p>
	<p>イノシシについて</p> <p>水田の踏み荒らし等の被害のある地区で侵入防止柵を整備している。</p> <p>令和5年度耐雪型侵入防止柵整備延長</p> <p>山崎地区 L=301m</p> <p>境 L=13.3m</p>	<p>侵入防止柵の整備上残された河川や道路など開口部となっているところからイノシシの侵入を許している。</p> <p>河川や道路などの侵入防止対策が課題となっている。</p>
	<p>ニホンザルについて</p> <p>侵入防止柵の啓蒙普及及び実地研修会の開催、ビニールハウスによる、畑作物の栽培推奨等を行っている。</p> <p>また、地域が侵入防止柵整備の際に技術支援を行っている。</p>	<p>ニホンザルの多くは集団で行動し、農作物を荒らす為、簡易的な電気柵では防御しきれない場合がある。</p> <p>お年寄りだけの家庭が増え、若い世帯が県外にいることから、畑の農作物の管理で手一杯となり、侵入防止柵の設置まで手が回らないといった問題発生しており、耕作放棄につながるケースがある。</p>

(4) 従来講じてきた被害防止対策 No.4

防護柵の設置等に関する取り組み	従来講じてきた被害防止対策	課題
	<p>ツキノワグマについて</p> <p>地区対策協議会を中心に熊の冬眠前の誘因物である放任果樹の除去や、生ゴミの撤去を呼びかけ、地元で出来る対策を行っている。</p> <p>それでも出没がある際は、朝日町、実施隊、警察が連絡を密にし、パトロールを実施している。</p>	<p>地区対策協議会で、放任果樹の除去を呼びかけているが、お年寄りのみの家庭では実施が困難である。</p> <p>最近では近所の方が手伝ってくれるケースがあるが、まだ少数であることから、今後協議会で積極的に呼びかけを強化していく必要がある。</p>
	<p>カラスについて</p> <p>水田被害のある各農業者が自主的ナイロンコードを張っている。</p> <p>畑の被害のある農業者は自主的に網を購入し、設置している。</p> <p>地区協議会にロケット花火などの追い払い資材を配布している。</p>	<p>ロケット花火などでの追い払いは一時的な追い払いに過ぎないため、捕獲により個体数の管理をする必要がある。</p>
	<p>ハクビシン・タヌキ・アナグマについて</p> <p>被害のある農業者が自主的に電気柵等を設置している。</p> <p>また、ハクビシン・タヌキ・アナグマ兼用の捕獲檻を用意し、地域住民からの通報により、必要性に応じ、実施隊等で捕獲等の対策を行っている。</p>	<p>農業者が自主的に電気柵を設置しているが、電気柵や網が破られ、被害に遭っているケースもあり、電気柵の技術向上の必要がある。</p> <p>また、平野部での被害がある農業者は、平野部にハクビシン・タヌキ・アナグマが生息していると認識していない方が多いことから、協議会が中心となって地域住民に周知する必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

1. 鳥獣による人身事故防止
2. 地域住民が自ら考え、自ら実行し、被害防除する対策推進
3. 正確な被害状況把握のシステム構築
4. 隣接する市町と連携し、適正な個体数調整
5. 地区対策協議会を中心に総合的対策の推進
6. 鳥獣被害に強い町づくりを目指す。

朝日町における令和5年度の被害金額はおよそ86.1万円、被害面積は0.73haとなっている。イノシシとサルによるもので、主な被害作物は水稲である。

朝日町では、被害防止計画を作成するにあたり、被害軽減目標を令和5年度より30%減の60.1万円（被害金額）、0.5ha（被害面積）とする。

これまで、農業者自らが自衛の手段を講じることを原則として、「生息環境管理」「個体数管理」「被害防除」を組み合わせた総合的な被害防止対策を「地域」「行政」「鳥獣被害対策実施隊」「農業経営関係者」が一体となった「朝日町有害鳥獣対策協議会」において、取り組んでおり、今後は「富山県イノシシ被害防止対策方針」を活用するなど、イノシシ被害防止対策を更に強化していく。

また、地域住民を対象とした研修会や説明会などを開催し、生息環境管理の必要性について、地域住民に理解を促し、意識改革を行っていく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

朝日町鳥獣被害対策実施隊

朝日町長が任命した鳥獣被害対策実施隊員（隊員45名：民間41名、朝日町職員4名 うち狩猟免許取得者数：45名）が被害を防止または発生した場合や住民から捕獲要請があった場合に捕獲など被害防止のための対策を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	<ul style="list-style-type: none">・ 捕獲機材の整備・ 生息状況調査（ニホンザル）・ 捕獲技術の向上に関する研修・ 耐雪型侵入防止柵の整備
令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	<ul style="list-style-type: none">・ 捕獲機材の整備・ 生息状況調査（ニホンザル）・ 捕獲技術の向上に関する研修・ 耐雪型侵入防止柵の整備
令和8年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、タヌキ、アナグマ	<ul style="list-style-type: none">・ 捕獲機材の整備・ 生息状況調査（ニホンザル）・ 捕獲技術の向上に関する研修・ 耐雪型侵入防止柵の整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画 No.1

管理計画数等の設定の考え方	<p>近年、野生鳥獣の生息域が拡大し、中山間地を中心に平野部でも野生動物の生息が確認できる。</p> <p>これまで、野生鳥獣が食すことのない栄養価の高い農作物を食すことによる、個体数の増加が見られる。</p> <p>そのため、人間の生活圏と野生鳥獣の生活圏の棲み分けを図り、守るべきところでは、野生鳥獣を保護し、本来野生鳥獣が生息しない箇所においては、必要に応じ個体数調整を行っていく。</p>
イノシシ	<p>富山県では、富山県イノシシ管理計画を策定し、農作物被害の軽減を行っている。</p> <p>朝日町においては、この計画に基づく個体数調整を実施するため、各地区対策協議会と連絡調整を密にし、地域合意のもと、捕獲を実施する。</p> <p>朝日町と朝日町鳥獣被害対策実施隊においてイノシシ用の捕獲檻（46基）イノシシ用くくりわなを必要に応じ見直し、隣接する市町と連携し、計画的な個体数管理を行っていく。</p> <p>※捕獲実績 令和2年 89頭 令和3年 116頭 令和4年 162頭 令和5年 102頭</p>
ニホンジカ	<p>富山県では、富山県ニホンジカ管理計画を策定し、農作物被害の軽減を行っている。</p> <p>現在、朝日町内における捕獲実績は少ないが今後、被害の増加が認められれば、随時捕獲計画数の見直しを行う。</p> <p>ニホンジカの捕獲方法については、イノシシ用の捕獲檻（46基）イノシシ用くくりわなを必要に応じ兼用し、隣接する市町と連携し、計画的な個体数管理を行っていく。</p> <p>※捕獲実績 令和2年 4頭 令和3年 6頭 令和4年 5頭 令和5年 4頭</p>
ニホンザル	<p>富山県では、富山県ニホンザル管理計画を策定し、地域個体群を安定的に維持しつつ、農林作物被害を軽減し、人とサルの共生を図ることとしている。</p> <p>毎年、年度末にこの管理計画に基づき、市町村で作成する実行計画をもとに、ニホンザルワーキンググループにおいて捕獲数を検討する。朝日町においては、これに準じた個体群管理を行う。</p> <p>令和6年度以降についても、朝日町有害鳥獣対策協議会において現状把握に努めると共に、管理計画に基づいて、計画的に捕獲を実施する。</p> <p>※捕獲実績 令和2年 46頭 令和3年 32頭 令和4年 25頭 令和5年 10頭</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画 No.2

ツキノワグマ	<p>富山県では、富山県ツキノワグマ管理計画を策定し、被害を効果的に防除すると共に、ツキノワグマの地域個体を安定的に維持しながら、必要最小限の捕獲を行う事としている。</p> <p>また、市街地や、農村集落近くに設置する檻については、餌を設置することから、人身被害の恐れがないツキノワグマを餌により引き寄せる場合があるので、各地区対策協議会と連絡調整を密にし、地域合意の基、個体数管理を実施する。</p> <p>また、全国的にツキノワグマは希少動物であるとの認識しており、乱獲や狩猟の延長と誤解がないよう、関係機関と調整を取りながら実施する。</p> <p>※捕獲実績 令和2年 23頭 令和3年 0頭 令和4年 0頭 令和5年 0頭</p>
カラス	<p>カラスによる水稻への踏み荒らし被害が深刻になっていることから、各地区有害鳥獣対策協議会と連絡を密にし、捕獲業務にあたる。</p> <p>※捕獲実績 令和2年 1頭 令和3年 0頭 令和4年 0頭 令和5年 0頭</p>
ハクビシン	<p>現在、朝日町において、ハクビシン・タヌキ・アナグマ兼用の捕獲檻を用意し、地域住民からの通報により、必要性に応じ、実施隊等で捕獲等の対策を行っていく。</p> <p>※捕獲実績 令和2年 0頭 令和3年 0頭 令和4年 0頭 令和5年 0頭</p>
タヌキ	<p>現在、朝日町において、ハクビシン・タヌキ・アナグマ兼用の捕獲檻を用意し、地域住民からの通報により、必要性に応じ、実施隊等で捕獲等の対策を行っていく。</p> <p>※捕獲実績 令和2年 0頭 令和3年 0頭 令和4年 0頭 令和5年 0頭</p>
アナグマ	<p>現在、朝日町において、ハクビシン・タヌキ・アナグマ兼用の捕獲檻を用意し、地域住民からの通報により、必要性に応じ、実施隊等で捕獲等の対策を行っていく。</p> <p>※捕獲実績 令和2年 0頭 令和3年 0頭 令和4年 0頭 令和5年 0頭</p>

※ 令和5年度の捕獲実績数は令和6年1月末時点の頭数

(3) 対象鳥獣の捕獲計画 No.3

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	500	500	500
ニホンジカ	50	100	100
ニホンザル	※1	※1	※1
ツキノワグマ	※2	※2	※2
カラス	100	100	100
ハクビシン	20	20	20
タヌキ	10	10	10
アナグマ	10	10	10

※1 ニホンザルについては、富山県ニホンザル管理計画に準じる。

※2 ツキノワグマについては、富山県ツキノワグマ管理計画に準じる。

捕獲等の取組内容
中山間地域を中心に、上表記載の鳥獣については、春期から秋期の農作物被害が多発する期間や、出没や被害状況に応じ、わな及び銃器を使用し捕獲を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
捕獲後も行動域の自由度が高くくりわなでのとめさし等で、散弾銃では届かない射程距離がある場合にライフル銃を使用し捕獲等を実施する。その際、周囲や自身に危険が及ばぬよう配慮した上で捕獲等を実施する。

(4) 許可権限の委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容（耐雪型侵入防止柵）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	290m	430m	500m

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ カラス ハクビシン タヌキ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察、現地講習会、放棄果樹野菜除去。 ・耐雪型侵入防止柵の整備 ・里山の再生整備（緩衝帯設置） ・ICT等新技術の実証
令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ カラス ハクビシン タヌキ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察、現地講習会、放棄果樹野菜除去。 ・耐雪型侵入防止柵の整備 ・里山の再生整備（緩衝帯設置）
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ツキノワグマ カラス ハクビシン タヌキ アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・先進地視察、現地講習会、放棄果樹野菜除去。 ・耐雪型侵入防止柵の整備 ・里山の再生整備（緩衝帯設置）

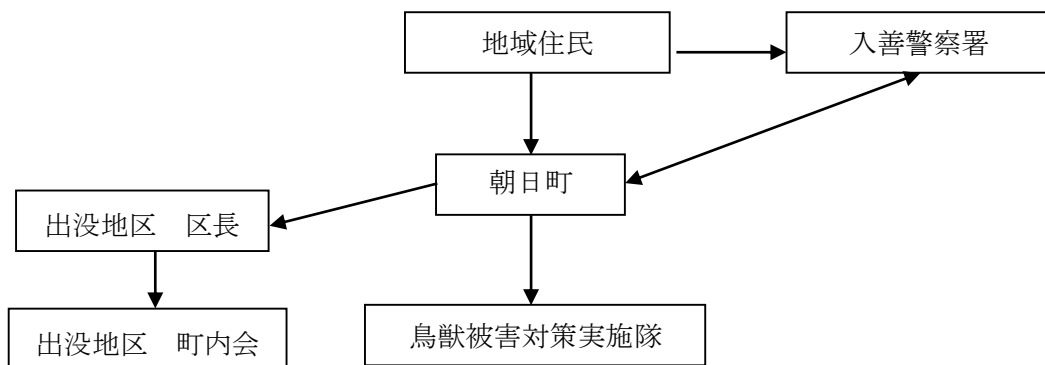
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体または財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関に関する事項

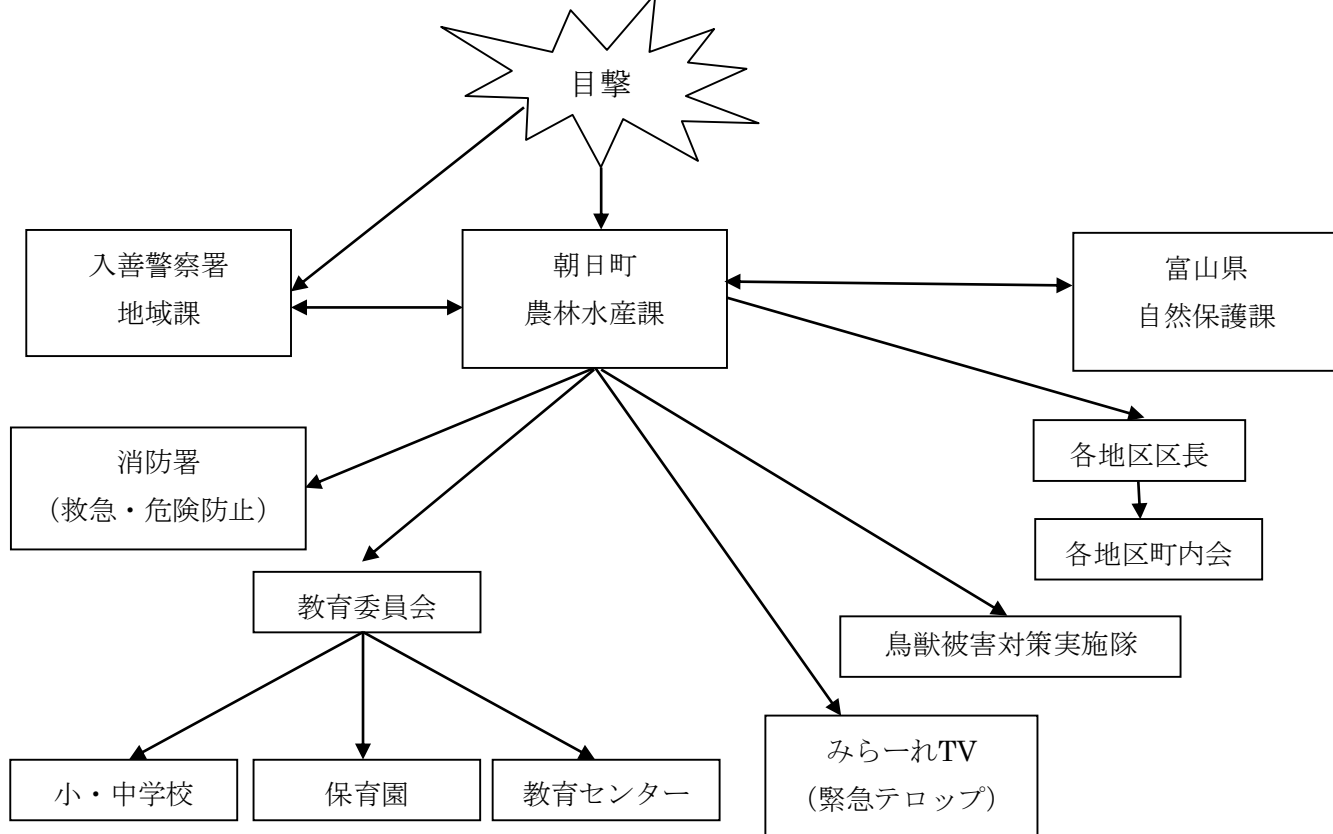
関係機関の名称	役 割
朝日町鳥獣被害対策実施隊	パトロール及び捕獲。
富山県入善警察署	パトロール及び住民の避難誘導、注意喚起。警職法の適用が必要な場合における判断および捕獲実施者への命令。
自治振興会および町内会	周辺住民への注意喚起及び連絡業務。
朝日町	パトロール及び住民の避難誘導、注意喚起。関係機関・地元への連絡、情報収集及び分析。

(2) 緊急時（民家周辺での出没時）の連絡体制

①ニホンザルの対処体制図



②イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマの対処体制図



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	捕獲した対象鳥獣は埋設処理、又は解体の上焼却処分を行う。
------	------------------------------

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

利用方法	捕獲した対象鳥獣は獣肉処理施設へ搬入、又は自家消費として利用する。
------	-----------------------------------

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項 No.1

被害防止対策協議会の名称	朝日町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
各地区自治振興会	
山崎自治振興会 (山崎有害鳥獣対策協議会)	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
南保地区自治振興会 (南保有害鳥獣対策協議会)	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
笹川自治振興会 (笹川有害鳥獣対策協議会)	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
泊1区自治会 (泊1区有害鳥獣対策協議会)	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
宮崎地区自治会 (宮崎地区有害鳥獣対策協議会)	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
境区	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
泊2区自治振興会(平野部地区)	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
泊3区自治振興会(平野部地区)	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
五箇庄自治振興会(平野部地区)	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
大家庄自治振興会(平野部地区)	地域住民との調整 鳥獣害防止対策の実施
朝日町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供 有害鳥獣捕獲の実施 地域住民への自己対策の指導
富山県鳥獣保護管理協力員	鳥獣の保護管理に関する業務 有害鳥獣関連情報の提供 鳥獣法、銃刀法、火薬取締法等の関係法令の指導 有害鳥獣捕獲の実施

(1) 協議会に関する事項 No.2

みな穂農業協同組合	農業者との連絡調整、営農指導 被害状況調査、報告
新川地域農業共済組合	被害状況調査、報告 営農指導
朝日町	協議会運営等、連絡・調整 先端技術の知識向上と紹介 各種事業の取りまとめ 鳥獣法、銃刀法、火薬取締法等の関係法令の指導 鳥獣の保護管理に関する業務

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	有害鳥獣関連情報の提供 被害防止技術の情報提供
富山県農村振興課	方針の策定 有害鳥獣関連の情報提供 「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づく対策の推進
富山県自然保護課	有害鳥獣関連の情報提供 被害防止技術の情報提供 指定管理鳥獣捕獲等事業との連携
富山県新川農林振興センター 企画振興課	有害鳥獣関連の情報提供 被害防止技術の情報提供 「富山県イノシシ被害防止対策方針」に基づく対策の推進

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和5年度は、町職員4名、民間隊員41名の合計45名（うち狩猟免許取得者数45名）で構成。

令和6年度以降も引き続き、朝日町職員及び民間隊員で鳥獣被害対策実施隊が捕獲、被害防止策の普及啓発等、町内の被害対策について取り組みを進めていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

朝日町は海拔0m～3,000m級の山々までの高低差を有し、海と山が表裏一体である地域が多く、基本的に山中を生息域としている鳥獣が一旦山を下ると、そこはすぐ民家周辺、市街地と続くことから、朝日町全域での対策が必要となっている。

そのため、中山間地を中心に農林作物の被害は深刻であり、これまで実施してきた短期的対策（捕獲・柵の設置等の情報提供等）と長期的対策（生息環境管理等）を組み合わせ、広範囲で総合的な被害防止策を講じなければならない。

具体的方策として被害規模の正確な把握に基づき、「町民総ぐるみによる柵の設置（負担金協力含む）」等を検討していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

必要に応じて中山間地域の住民に対して鳥獣被害防止対策の研修会を開催するとともに、特にイノシシに関しては「富山県イノシシ被害防止対策方針」を活用するなど、被害防止技術の向上に努める。